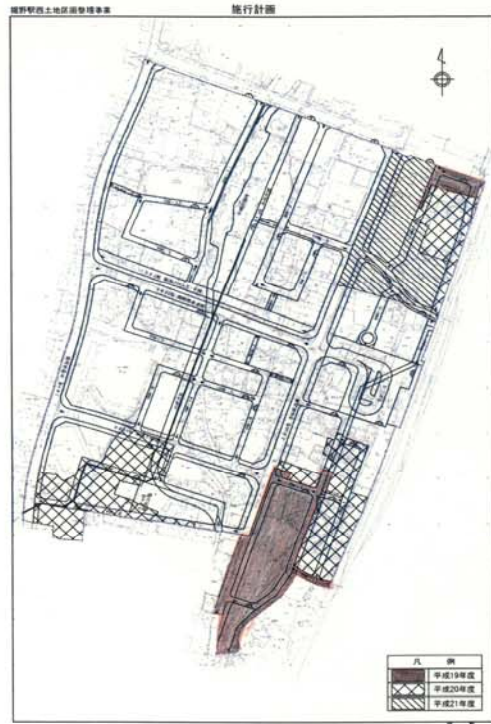
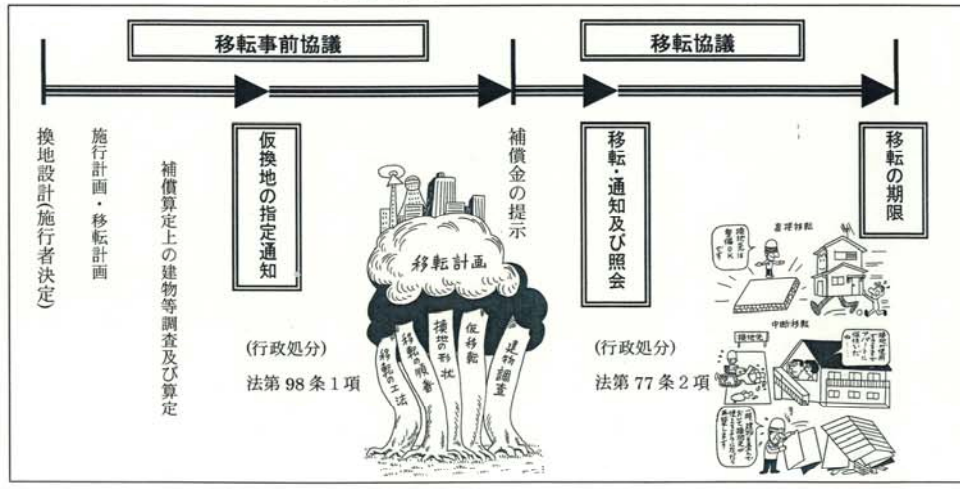


平成19年度から平成21年度の施行計画が決まりました。



【裾野駅西土地区画整理事業・施行計画図】

【建物等移転実施の一般的な手順】



裾野駅西土地区画整理事業は平成15年2月17日から平成20年3月を事業期間としています。平成19年度から仮換地の指定等を行います。この施行計画図により、今後3ヶ年の施行予定箇所を明示しています。市では、基本的には、この施行計画に基づいて、仮換地の指定や建物移転、工事着手を検討しています。

【道路占用者会議】
事業における道路や河川、下水道、電線共同溝などのインフラ整備を施行計画に基づき、円滑に進めるために協議を重ねています。平成18年10月から工事に関係する機関で占用者会議を組織し、計3回開催しています。構成するメンバーは、裾野市建設部・水道部、東京電力株、NITインフラネット(株)、静岡ガス株、沼津警察署、(株)ビック東海、KDDI(株)、(株)USJENです。

佐野原神社西側街区の一部を仮換地指定します。



【裾野駅西土地区画整理事業・仮換地案内図】

平成15年2月の事業開始からこれまで、公共用地の取得や換地設計をおこない、昨年5月には「個別訪問」を実施して換地原案を説明しました。このたび、4月24日の第19回土地区画整理審議会での審議ののち、施行地区の南側に位置する佐野原神社付近の第19街区と第20街区(上記、仮換地案内図の黒く塗りつぶされた部分を、地区内で最初となる「仮換地指定」をおこなう予定です。審議会での意見を聞いたのち、将来、換地として定められるべき土地の仮換地指定の決定をします。該当する地権者に「仮換地指定通知」を発送し、土地の位置、面積、仮換地指定の効力発生日を記載します。「使用収益の開始日」については、別途、通知することにします。)

仮換地の指定がされますと、その内容に伴い、建物等の移転や道路等の工事を行います。移転協議の際には、移転補償金の提示、標準的な宅地造成高を説明します。

仮換地の指定に伴う事務手続きについては、次号でお知らせします。

今後も換地案について調整の図れた区域から、年次的に仮換地指定や建物等の物件の調査を行い、建物移転、造成工事と進めていきます。

建物の解体、道路等の工事、宅地の造成、建物の建築工事が行われ、少しずつですが、新しい街並みの姿が見えてきます。

また、昨年5月から実施した「個別訪問」で、換地先、換地面積、減歩率等について説明をしました。換地案については、皆さんから様々なご意見・ご要望がありました。このご意見等については、区画整理審議会の意見を聞きながら、慎重に検討させていただきます。

これからも、引き続き事業へのご理解、ご協力をお願いいたします。

